

平成30年 第5回総会・会議録

1. 日 時 平成30年5月10日(木) 午前10時～11時00分

2. 場 所 小倉南区役所2階 大会議室

3. 出席委員 農業委員 (17名)

1 番 藤堂 孝雄	2 番 森上 恵美香	4 番 川江 秀孝
5 番 永津 てるみ	6 番 大迫 正勝	7 番 大川 國保
8 番 村上 護	10 番 井手尾 秋義	11 番 八木田 経二
12 番 岩谷 紀尚	13 番 下澤 繁道	14 番 古海 博
15 番 濱中 興三	16 番 稲光 進	17 番 奥野 泰美智
18 番 尾倉 加三	19 番 中村 治雄	

農地利用最適化推進委員 (12名)

20 番 黒崎 隆博	21 番 松根 豊春	22 番 矢野 秀樹
23 番 中村 眞一	24 番 大下 治三	25 番 藤井 静博
27 番 村田 安行	28 番 平尾 長正	30 番 立岩 新吉
31 番 三村 訓章	32 番 中畑 栄	33 番 寺岡 朝治

4. 欠席委員 (4名)

3 番 間 勉	9 番 椰野 保博	26 番 尾上 進
29 番 古田 俊策		

5. 事務局・出席職員 (5名)

事務局長 森元 義男	次 長 石丸 校寛
係 長 橋本 浩司	主 査 奥 浩二
主 査 武智 良枝	

6. 農林課・出席職員 (1名)

農林施設係長 森永 修一

7. 報告事項

報告第 21 号 許可又は受理の取消願について	2 件
報告第 22 号 非農地証明願について	1 件
報告第 23 号 農地法第 3 条の 3 規定による届出について	2 件
報告第 24 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について	3 件
報告第 25 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について	10 件
報告第 26 号 農地改良届について	1 件
報告第 27 号 農地法施行規則該当転用届について	1 件

8. 議案及び結果

議案第 20 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について	3 件
議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	2 件
議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 23 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
議案第 24 号 北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について (農政関係)	

事務局長

おはようございます。定刻の 10 時になりましたので、平成 30 年第 5 回 東部農業委員会総会を開催したいと思います。総会に入ります前に少し時間を頂きまして、お手元に資料をお配りしておりますが、2 月の市議会の方で、農業用施設に関する条例が新たに制定されました。条例の内容につきまして、身近な話題になりますので、農業委員・推進委員の皆様方に説明させて頂きたいということで、本日農林課の職員が参っております。まずその説明をさせて頂きたいと思います。

(森永係長の説明)

森永係長

何かご質問はございませんか。

奥野委員

農地中間管理権とは、どういう権利ですか。

森永係長

農地中間管理権とは、中間管理機構にまず貸しますということで、その事で中間管理権を設定するという言われ方をします。所有権は持ったまま

ですが、利用権等その他の権利が移ります。

奥野委員

中間管理機構に移るとのことですね。

事務局長

機構が耕作する方に貸すということです。

奥野委員

では自分で勝手に貸しますよということは出来ないのですね。

森永係長

今までの相対とは違います。

奥野委員

分かりました。もう一つですが、事業対象農地の8割以上を5年以内に担い手に集団化とありますが、一人では出来ないということですか。自分の息子が百姓をするので預ける、ということでは駄目なのですね。

森永係長

基本的には区画整理すると、田んぼは色々と集まって大きくなってしまいますので、権利自体が他の人と一緒になったりする場合があります。ここで言うております集団化というのは、集積、集めるということです。

事務局長

今までバラバラであった担い手分の農地が、一か所にまとまればいいのです。

奥野委員

今までいた10人が10人のままでは、集団化にはなりませんよね。例えば、10人でやっていたことを3人でやるようにするのが集団化なら、非常にハードルが高いですよ。

森永係長

非常にハードルは高いです。皆さんにお金がかからずに出来るということだけを受け取られると、困ります。ただ、出来るのであればやって頂きたいと思います。

奥野委員

集団化の人数は決められているのですか。

森永係長

手元に資料がないので、細かな数字は後日、何らかの機会にご説明させていただきます。

井手尾会長

議論をしていますと長くなります、この次の会議もありますから、今日は一応のご説明ということで、必要に応じて後日細かな説明が出来るような機会を設けましょう。

森永係長

後日、農業委員会を通してご回答させていただきます。今日はお時間を頂きまして、ありがとうございました。

事務局長

それでは総会に入らせて頂きます。会長のご挨拶いただく前に一言、皆様にお知らせしたいことがございます。新聞等でご存知かと思いますが、東部農業委員会、農業委員の間委員が今回、平成30年春の叙勲を受けられることになりました。本日東京に行かれておりますので、欠席されておりますが、農業委員会という立場で行ける基準がございまして、農業委員16年以上、農業委員会の会長8年以上という基準をクリアし、そして農業に専従して20年ということで、叙勲の対象となりました。
では井手尾会長、ご挨拶をお願い致します。

議長

ただ今より、平成30年第5回総会を開催いたします。農地関係議案、報告第21号から事務局説明をお願いします。

事務局

第5回総会に次のとおり報告および議案を提出する。
平成30年5月10日
北九州市東部農業委員会会長 井手尾 秋義

報告第21号 許可又は受理の取消願について
<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2件ご報告いたします。

報告第22号 非農地証明願について
<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1件ご報告いたします。

報告第23号 農地法第3条第3規定による届出について
<第1～2項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2件ご報告いたします。

報告第24号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について
<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、3件ご報告いたします。

報告第25号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について
<第1～10項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、10件ご報告いたします。

報告第26号 農地改良届について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご報告いたします。

報告第27号 農地法施行規則該当転用届について

<第1項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、1件ご報告いたします。

議長

ただ今、報告第21号から27号まで報告がありましたが、本件は報告事項でございますので、ご承認願います。

それでは、これより議案の審議に入ります。議案第20号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」ですが、審議に入ります前に本議案の当事者及び関係者となっている黒崎委員は、一時、退席をお願いします。(黒崎委員、退席)

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

議案第20号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
<第1～3項について別紙議案書のとおり内容を説明>

以上、3件ご審議お願いいたします。

議長

では、地元委員の補足説明をお願いします。第1項は、小倉南区大字朽網地区担当の川江委員です。

川江委員

第1項につきましては、借受人が体力的にもう無理だということで解約になりました。

議長

第2項及び第3項は、小倉南区大字吉田地区担当の本来は、間委員ですが、決席されていますので、代行していただきまして、平尾委員それぞれ、補足説明をお願いします。

平尾委員

第2項及び第3項につきましては、何も問題はないと思われまして、よろしくお願ひ致します。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議は無いようですので、議案第20号につきましては、受理することといたします。

それでは、審議を続行しますので、黒崎委員は入室してください。
(黒崎委員 着席)

議長 続きまして議案第 21 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
<第 1～2 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、2 件ご審議お願いいたします。

議長 それでは今回、現地調査を行っていただいた、第 1 項、門司区春日町ならびに第 2 項、門司区大字大積地区担当の八木田委員、報告をお願いします。

八木田委員 事務局の説明通りであり、問題はないと思います。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 21 号につきましては、許可と決定いたします。

続きまして議案第 22 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局 議案第 22 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
<第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明>
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長 それでは、今月担当の第 2 調査委員会大川調査長から、報告をお願いします。

大川調査長 先程、調査委員会を開きまして、調査の結果、異議はないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 22 号につきましては、許可相当と決定いたします。

議長

続きまして議案第 23 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」事務局説明をお願いします。

事務局

議案第 23 号農地法第 5 条の規定による許可申請について
＜第 1 項について別紙議案書のとおり内容を説明＞
以上、1 件ご審議お願いいたします。

議長

それでは引き続き、第 2 調査委員会大川調査長から、報告をお願いいたします。

大川調査長

この件につきましては、私も現地調査に行きました。地元委員の方達も問題はないということで、先程調査委員会にかけまして、異議はないということになりました。よろしくをお願いいたします。

議長

ただ今の説明等に関して、何かご異議ご質問等はございませんか。

(異議なしの声)

ご異議は無いようですので、議案第 23 号につきましては、許可相当と決定いたします。

それでは引き続き、農政関係の議案審議に入ります。

引き続き農政関係で、議案が 1 点ございます。「北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」事務局から説明をお願いします。

石丸次長

それでは、「北九州市農業振興地域整備計画の変更に関する意見について」ご説明いたします。

資料が平成 30 年第 5 回総会一般議案書になります。

(石丸次長の説明)

議長

この件につきましては、何か質問、意見はございませんか。

(異議なしの声)

議長 他に何かありますか。

石丸次長 特にございません。

議長 以上をもちまして本日の議案審議は終わりました。本日の署名委員さんは、24 番大下委員と 25 番藤井委員です。よろしくお願ひします。そのほかで何かございませんか。

事務局 連絡事項がござひます。

橋本係長 まず私の方から、二点連絡事項がござひます。4 月の総会においてもお伝えしましたが、昨年お配りしました、農地パトロールの地図を差し込んだ調査票をお持ちの方は次回の総会時で結構ですので、事務局までお持ちくださるようお願ひいたします。

それからもう一点、来月 6 月の総会及び第 1 調査委員会の開催場所についてでござひます。今日お配りした次第の一番下に載っております通り、場所が小倉南生涯学習センター 3 階視聴覚室になりますので、よろしくお願ひいたします。以上でござひます。

議長 そのほかで何かございませんか。

事務局長 お手元にお配りしております、全国農業新聞の 5 月 4 日号でござひます。全国版の方に北九州東部農業委員会、先般、会長、副会長が中心になりました行いました農地強化パトロールの関係で全国誌に掲載して頂きました。全国に PR 出来ておりますので、もしよろしければお目通し頂ければと思います。以上でござひます。

議長 無ければこれで平成 30 年第 5 回総会を終了します。お疲れ様でした。

